

長崎労働局発表
令和7年7月9日（水）
公開 頭撮り可（諮問まで）

【照会先】
長崎労働局労働基準部
賃金室長 木場 孝行
賃金指導官 池田 和美
電話 095-801-0033
e-mail : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

報道関係者 各位

「長崎県最低賃金」の改正の調査審議がスタートします ～ 7月23日、長崎地方最低賃金審議会に改正の調査審議を諮問～

長崎労働局長（倉永^{くらなが} 圭介^{けいすけ}）は、下記により開催される令和7年度第1回長崎地方最低賃金審議会において、「長崎県最低賃金」（現行時間額 953 円）の改正について調査審議の諮問を行います。

これを受けて同審議会では、県内の経済・雇用情勢や賃金実態など長崎県最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、最低賃金法の趣旨に沿って調査審議が行われます。

記

1 日 時

令和7年7月23日（水） 午前10時00分より

2 場 所

長崎労働局 8階会議室
（長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル）

3 議 題（予定）

- （1）長崎県最低賃金の改正諮問について
- （2）運営小委員会の設置等について
- （3）長崎県最低賃金専門部会の設置等について
 - ① 専門部会の設置について
 - ② 専門部会の決議について
- （4）参考人の意見聴取について
- （5）事業場実地視察について
- （6）審議日程等について
- （7）審議会の公開について
- （8）その他

4 取材について

傍聴または取材を希望される方は、別添「令和7年度 第1回 長崎地方最低賃金審議会の開催について」の別紙1により、上記【照会先】に記載の電子メール等にて、令和7年7月18日（金）17時15分までにお申し込みください。

